

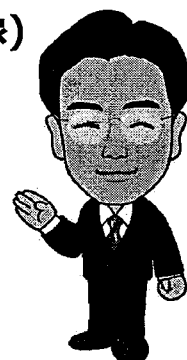
TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakaikei.co.jp
URL http://www.nagatakaikei.co.jp/

同族会社の株の贈与や相続が 税負担なしでできる制度ができました

これまでも同様の制度(事業承継税制)がありました。雇用8割以上の維持、後継者は親族のみ等、要件が厳しくあまり使われていなかったのが現状です。

今回の税制改正案により次のような改正が行われる見通しです。

- ① 猶予対象株式数の上限の撤廃・猶予割合を100%に拡大
→ 承継時の相続税・贈与税の負担をゼロに
- ② 雇用要件を実質的に撤廃
→ 制度利用の妨げの要因を撤廃
- ③ 対象者を大幅に拡大(複数人から1人、1人から3人等も対象)
→ より幅広い承継パターンに対応
- ④ 経営環境の変化に応じた新たな減免制度の創設
→ 税負担を軽減
- ⑤ 相続時精算課税制度の併用適用を拡充
→ 贈与者の子や孫でない場合も適用が可能



これまで利用の妨げとなっていた要件が大幅に緩和され、スムーズな株の贈与や相続が実行できるものと思われます。

現在、税制改正案の段階のため詳細が不明ですが、改正税法が成立後、弊社にて説明会を開催する予定です。

詳しくは担当者からご連絡申し上げます。

スタッフからのご挨拶

早いもので入社9年目となりました。

ここ最近、会計の自動化やAIの台頭等、入社当時とは業界を取り巻く現状が大きく変わってきていることを肌で感じています。

あと10年後はまた今とは違う流れがあるかもしれません。とても楽しみです。しかしお客様のお役に立ちたいという気持ちは変化することなく持ち続けて努力して参りますのでどうぞよろしくお願い致します。

MS第1課 池松慶人

